

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第21回

対中設備輸出と中国におけるその他の経営活動(その3)

黒田法律事務所 黒田 健二、呉 強

Kenji Kuroda, Wu Qiang / Kuroda Law Offices

前回は、日本企業A社が中国で行った委託加工等の経営、貿易活動において生じた法的問題点を取り上げた。A社は流通コスト(運送費用、関税等)の削減、運送日数の短縮化によって利益マージンを増やすという目的を実現するために、委託加工企業から取得した委託生産電子器具完成品の中国市場における直接販売を計画していたが、中国関税法及び「対外加工組立業務に関する税関総署の管理規定」に基づき、A社の当該中国国内直接販売スキームは実行できないことが明らかになった。

中国の税関部門は、国内委託加工企業の委託加工の完成品を原則としてすべて外国企業に納品し、輸出しなければならないと要請し、厳しく管理監督しているから、委託生産電子器具完成品はすべてA社に輸出しなければならない。A社は、依然として電子器具完成品を中国市場で販売したいが、販売代理店を通じての製品の中国市場への輸出・販売を計画している。今回は、日本企業が中国の販売代理店を通じて製品を輸出・販売する際に注意すべき法的問題点を取り上げることとする。

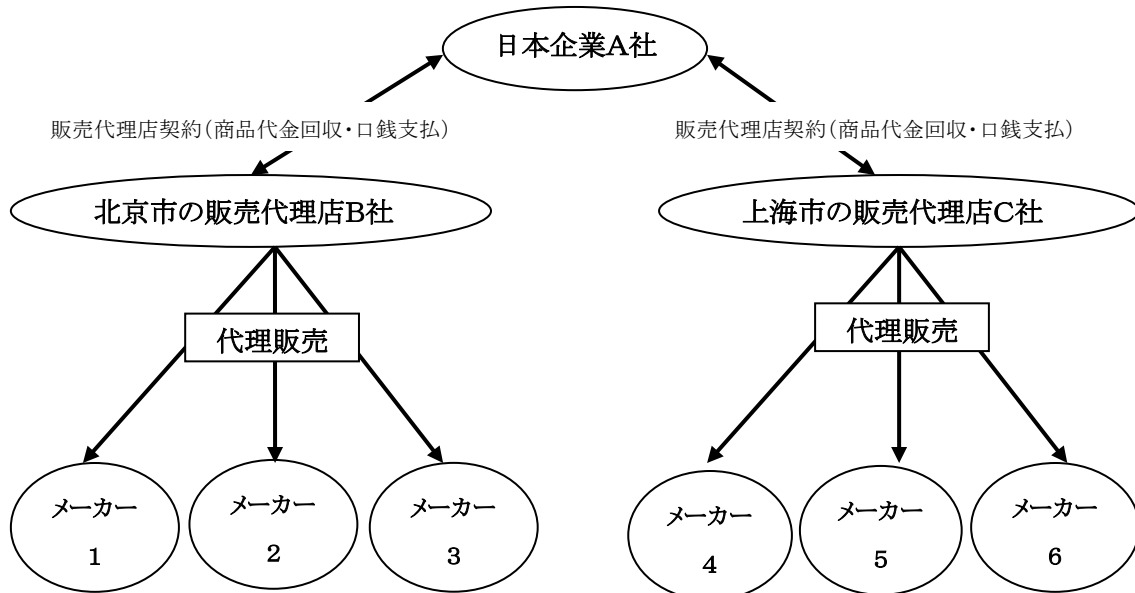
Q1 日本企業A社は、中国の委託加工企業から取得した製品を中国市場へ再輸出・販売することを計画しています。具体的には、A社が、北京市のB社及び上海市のC社と別々に販売代理店契約を締結し、北京市と上海市をテリトリーとして、B社およびC社を通じて北京および上海に所在のある6社の特定の電子製品メーカーに製品を代理販売します。販売代理店契約に基づき、B社とC社は、商品の代金を回収したのち、A社に支払い、A社は、B社とC社にコミッションを支払います。(図1参照)

中国法において、外国企業から輸入した製品を中国市場で代理販売する販売代理店の主体資格には、どのような要件が要請されているのでしょうか。

A1 中国の対外貿易法および対外貿易経済合作部が公布した対外貿易法規の関係規定により、外国企業から輸入した製品を中国市場で代理販売する販売代理店は、対外貿易経営権を有しなければならず、かつ相応の輸出入代理経営範囲を有しなければなりません。

ん。

(図1 日本企業A社の委託加工製品の販売代理スキーム)



1. 中国企業が外国企業との間で輸出入取引を行うことを対外貿易といい、対外貿易経営活動に従事する権利を有する企業を対外貿易経営者という。中国では、対外貿易経営権許可制度が実施されている。中国法律の関係規定に基づき、すべての法人、経済組織が対外貿易経営活動を行うことができるわけではない。対外貿易経営に従事するには、企業は一定の条件を備え、かつ国务院対外経済貿易主管部門またはそれが授権した省級の対外経済貿易主管部門の許可を得なければならない。中華人民共和国対外貿易法第9条により、対外貿易経営権を申請するために必要とされる条件は次の通りである。

- ①自己の名称及び組織・機構を有する。
- ②明確な対外貿易の経営範囲を有する。
- ③経営する対外貿易業務に必要な場所、資金及び専門人員を有する。
- ④他人に輸出入業務を委託して規定の実績に達するか、または必要な輸出入の供給源を有する。
- ⑤法律、行政法規の規定するその他の条件。

また、対外貿易経済合作部が1988年7月1日発布した「対外貿易企業の審査許可に関する問題についての対外貿易経済合作部の規定」は、対外貿易企業の審査許可権限、対外貿易企業の審査許可手続、対外貿易企業の設立条件などを詳しく規定している。対外貿易経済合作部の当該行政規則では、対外貿易企業の条件について、さらに次のように詳しく規定されている。

- ①行政部門と分離し、自主経営で独立の経済実態であり、財務上独立採算、損益自己負担を実施しなければならない。
- ②自己の名称、完備された企業定款、明確な業務範囲及び輸出入商品リストを有する。
- ③国の規定に合致する資金、固定する営業場所及び業務の展開に必要となる施設及び物質条件を有する。
- ④健全な組織・機構及び経営業務に相応の専門管理者及び技術者を有する。
- ⑤安定していてかつ売れ行きのよい輸出商品の供給源及び輸出ルートを有する。
- ⑥国の輸出計画任務を引き受ける。企業開業後の3年目の輸出額は300万米ドル(広告、コンサルティング、展示などのサービス企業を除く)に達しなければならない。生産性企業は輸出業務を行う場合、前年度の実際の輸出を基準とし、5年以内にその年間増加率が10%を下回らない(対外貿易会社に委託する輸出を含む)。

対外貿易経済合作部が1999年5月31日発布した「輸出入経営権申請の企業資格条件の調整及び後期管理の強化についての通知」では、輸出入経営権に関する企業申請の審査許可について、省所属の対外貿易会社の場合は、会社の総数とその所在する行政区域の輸出額とを連動させ、地区(市)、県所属の対外貿易会社の場合は、会社の総数とその所在する行政区域の国内総生産(GDP)とを連動させて動的に管理するとされている。

すなわち、省所属の対外貿易会社の場合は、1998年度のその行政区域の輸出額に基づき、沿海地域の省・市では1億米ドルごとに1社を査定し、中西部地域の省・市では3000万米ドルごとに1社を査定する原則に従い、各省・自治区・直轄市及び計画単列市所属の対外貿易会社の総数を査定する。

1999年から、沿海地域の省・市の輸出額が3000万米ドル増加し、中西部地域の省・自治区の輸出額が1000万米ドル増加するごとに輸出入経営権の会社を1社増加する原則に従い、各省・自治区・直轄市及び計画単列市所属の対外貿易会社の毎年の増加数を確定する。地区(市)、県所属の対外貿易会社の場合は、その行政区域の国内総生産に基づき、沿海地域では10億人民元ごとに1社を査定し、注西部地域では3億人民元ごとに1社を査定する原則に従い、地区(市)、県所属の対外貿易会社の総数をそれぞれ査定する。

また、輸出入経営権を申請する対外貿易会社の登録資本に関しては、当該行政通達では、沿海地域の会社は500万人民元を下回ってはならず、中西部地域の会社は300万人民元を下回ってはならないとされている。

2. 対外貿易経済合作部、税関総署、国家外国為替管理局が1998年10月6日共同で発布した「輸出入代理業務の規範化に関する若干規定」第2条により、対外貿易代理業務に従事する企業は対外貿易経営権を有するほか、対外貿易経済合作部または同部から授権された地方対外経済貿易主管部門の許可した対外貿易代理の経営範囲を有しなければならない。国が会社経営の査定を実施する輸入商品及び国が統一共同経営を行う輸出商品については、当該商品の輸入または輸出経営権を有しない対外貿易企業は如何なる方式でも代理業務に従

事してはならない。

また、一部の企業、たとえば、自営輸出入権登記届出制を実施する生産企業、外商投資企業（輸出入代理業務への従事を許可された投資性公司及び合弁対外貿易会社を除く）は、企業の自家用の非生産用部品の輸入、企業の生産に必要な設備と原材料、その他の物資の輸入及びその生産した製品の輸出を行うための対外貿易経営権を有するにもかかわらず、上記の若干規定により、いかなる方式でも代理業務に従事してはならない。

3. 外国企業が対外貿易経営権のない中国企業と製品輸出入契約を締結する場合、当該契約の法律上の効力が問題となる。なぜならば、民法通則においても、過去の涉外経済契約法においても、さらにはこれにとって代わる契約法においても、いずれも法律、行政法規における強行規定に違反する契約は無効であるとされているからである。

対外貿易経営権を有しない中国当事者が締結した製品輸出入契約の効力に対して、最高人民法院も中華人民共和国契約法の適用に関する若干問題の解釈（一）第10条では、当事者が経営範囲を超えて契約を締結した場合、人民法院はこれによって契約の無効を認定することができないが、国の経営制限、フランチャイズ及び法律、行政法規における経営禁止の規定に違反した場合はこの限りではないと明確に解釈した。

当該司法解釈により、対外貿易経営権を有しない中国企業が製品輸出入契約を締結することは、中国の経営制限、フランチャイズに関する規定に違反したため、その締結した製品輸出入契約は無効である。したがって、法律の強行規定に違反する契約の無効性に対する中国法の立場は明らかで、一貫している。

外国企業が中国企業の対外貿易経営権の有無を確認せずに製品輸出入契約を締結した場合、外国企業は契約の向こうについて過失があると認定される可能性を排除できない。よって、外国企業は中国企業と国際貿易を行い、製品輸出入契約を締結する場合、当該中国企業が相応の対外貿易経営権を有するかどうか注意して審査しなければならない。さもないと、いったん契約が無効と認定され、かつ外国企業に過失があると認定される場合、外国企業は損失を被ることになる。

したがって、A社が販売代理店契約を締結する予定の相手方当事者としての北京市のB社と上海市のC社は、対外貿易経営権を有するほか、許可された輸出入代理の経営範囲及び電子器具製品の輸出入経営権を有しなければならない。

4. 対外貿易経営権に関する対外貿易法の規定は、WTOの関係規則に照らしてみれば、両者の間に大きな相違が存在しているのは間違いない。WTOの関係規則によれば、企業が法律に基づき登録すれば、国内市場における販売権を有すると同時に、商品の輸出入の権利も有することになる。

今年末に、中国がWTOに加盟することは確実視されている。中国のWTO加盟に伴い、対外貿易経営権許可制度が次第に登記届出制へ移行することが予想される。中国政府は、WTO加盟後3年以内に対外貿易経営権許可制度を取り消し、指定された商品を除き、中国で法

律に基づき登録されたすべての企業が対外貿易経営権を有することを承諾した。しかし、今の段階では、中国政府は、国内企業の輸出入経営権に関して依然として対外貿易経済合作部によって統一的に厳しく管理される対外貿易経営許可制度を実施している。(注1)

Q2 図1が示したように、A社は製品代理販売のテリトリーを中国の北京市及び上海市に限定し、かつ販売先を北京市及び上海市に所在のある6社のメーカーに限定したいのですが、独占禁止法との関連でこのようなやり方は法律上の問題がないでしょうか。

A2 中国において独占禁止法は制定されていませんが、独占禁止との関連で「中華人民共和国反不正競争法」が制定されています。A社が製品代理販売のテリトリーを中国の特定地域及び特定地域の特定のメーカーに限定するのは、「反不正競争法」に禁止されていませんし、国内貿易部が発布した商品の購入・販売等の商品流通代理を規制するための「商品代理配送制業界管理若干規定」により禁止されていませんので、法律上可能です。

1. 独占禁止と関連して、市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励・保護し、不正競争行為を防止し、かつ、経営者及び消費者の適法な権益を保証するために、1993年9月に「中華人民共和国反不正競争法」が全国人民代表大会常務委員会によって制定された。

中国における独占禁止について、当該法律の第6条では、「公用企業その他法により独占的地位を有する経営者は、他人に対し、その指定する経営者の商品の購入を限定し、もって他の経営者の公平な競争を排除してはならない」と規定され、第7条では、「政府及びその所属部門は、行政権力を濫用して他人に対してその指定する経営者の商品の購入を限定し、もって他の経営者の正当な経営活動を排除してはならない。政府およびその所属部門は、行政権力を濫用して他の地方の商品が当該地方の市場に侵入することを制限し、または当該地方の商品が他の地方の市場へ流通することを制限してはならない」と規定されている。

しかし、A社は「公用企業その他法により独占的地位を有する経営者」ではなく、また、「政府とその所属部門」でもないから、A社が中国向け輸出販売を行うために、北京市のB社及び上海市のC社を販売代理店に指名し、当該2社と販売代理店契約の締結を通じて、中国国内の一定地域で特定の販売先に製品を販売することは、「反不正競争法」において禁止されている公用企業その他法により独占的地位を有する経営者及び政府とその所属部門による独占行為に該当しないし、「反不正競争法」において禁止されるその他の不正競争行為にも該当しない。したがって、A社が販売代理店を通じて販売代理店契約に規定されるテリトリーにおいて特定の販売先に製品を販売する行為は、「反不正競争法」によって禁止、規制されていない。

2. 中国国内における商品の購入・販売等の商品流通代理について、国務院主管部門の行政規則として国内貿易部が1998年3月に「商品代理配送制業界管理若干規定」(以下「若干

規定」という)を發布し、実施した。「若干規定」にいう「商品流通代理」とは、1年以上の代理契約を締結することを通じて、メーカーが流通業者に販売代理権を授与し、または生産企業またはユーザーが流通業者に購入代理権を授与し、かつ流通業者にコミッションを支払う市場経営行為を指す。代理関係において、メーカーまたはユーザーは委託者で、流通業者は代理者である。

筆者らは、A社が中国の会社と販売代理店契約の締結を通じて特定の販売先にA社の製品を販売する行為は、「若干規定」にいう「商品流通代理」に該当すると考える。「若干規定」第2条により、中華人民共和国国内において商品の購入代理、販売代理、物流及び配送業務に従事する場合、本規定を遵守することが要請されているので、A社と北京市のB社及び上海市のC社とが締結する販売代理店契約は当該「若干規定」の条項に合致しなければならない。

「若干規定」の第13条により、商品販売代理契約の条項において、商品流通の地域範囲を明確にしなければならない。「若干規定」は、中国国内においての商品流通の地域範囲について一切の制約を定めていないので、当事者双方が自由意志により協議を通じて契約に合意することができる。テリトリーを中国の大陸(香港、マカオを含まない)とするか、若しくは中国国内の「北京市及び上海市」とするのは、特に法律上問題がない。また、「若干規定」により、テリトリーにおいての販売先の限定に対しても特に制限がないので、販売代理店契約において特定の販売先を限定するのも、法律上の問題がない。当初の過去の実務経験上、販売代理店契約の作成において、テリトリーにおいて特定の販売先のみ販売すると限定したケースが少なからずある。

Q3 A社は中国国内における製品販売については、北京市の販売代理店B社と上海市の販売代理店C社を通じて行う予定です。代理店を通じた販売に関して、すべて委託販売ではなく買い取り方式を採用する場合、A社は、販売代理店B社及び販売代理店C社との契約においてそれぞれ異なる価格条件を定めること、及びB社とC社に対して再販売価格指定をすることを計画しています。これは、中国法上許されるでしょうか。

A3 当事者の意志自治の原則に対して、中国では公正競争の維持の観点から「反不正競争法」が制定されました。「反不正競争法」の関係規定により、企業の経営は一定の条件下で制限が加えられることとなります。経営者が相手方当事者に対して商品の価格またはその他の取引条件について差別待遇を実施したり、相手当事者に再販売価格を指定したりすることは「反不正競争法」に明確に禁止されていませんが、これが無条件ですべて認められるとは言えません。

1. 各代理店ごとに価格条件に相違を設けることについては、中国の「反不正競争法」においては、「商品の価格またはその他の取引条件について差別待遇を実施してはならない」という

規定が設けられていないので、A社が北京市の販売代理店及び上海市の販売代理店の価格条件に相違を設けることは原則として「反不正競争法」に違反していない。しかしながら、相違を設けることに特段の理由がない場合には、民法通則及び契約法における公平の原則や誠実信用の原則を根拠として、契約が無効であると主張される可能性がある。したがって、A社が、B社とA社の二つの販売代理店契約においてそれぞれ異なる価格条件を設けようとするれば、少なくとも条件の相違を示しうる合理的な理由を挙げるのは望ましい。例えば、A社が予想販売量、市場条件の相違に応じて価格条件に差別を設けることは合理的といえる。

2. 再販売価格の指定についても、「反不正競争法」において再販売価格の指定は明確に禁止されていない。しかし、「反不正競争法」12条が「経営者が商品を販売する場合、購入社の意思に反して、商品を抱き合わせ販売したり、またはその他の不合理な条件を付したりしてはならない」と規定しているので、相手当事者の意思に反してかつ合理的な理由なしに再販売価格を指定するのは、当該規定に抵触して、無効とされる可能性がある。

したがって、ここでも再販売価格を指定することに一定の合理的な自由が存在することが望ましい。例えば、合理的な事由として、価格の維持が各代理店を含めたひとつの販売システム全体に安定供給、安定利益水準をもたらす、といったことが考えられる。(注2)ただし、商品の販売禁止に関して「購入者の意思に反して」という要件が示したように、商品の販売においても原則として当事者の意志自治の原則、すなわち契約自由の原則が尊重されている。合理的な理由の下でA社が販売代理店B社及び販売代理店C社と合意すれば、それぞれの契約において再販売価格を指定するのは特に法律上の問題にならないと思われる。

- Q4 A社と北京市の販売代理店B社及び上海市の販売代理店C社との販売代理店契約における共通条項の第13条第1項では、契約期間は1年とされ、双方当事者が契約の解除または契約条項の再協議を期間満了日30日前に相手当事者に通知しない限り、自動的に更新する旨が定められています。また、当該条項において「最初の5年間は経過した後、双方当事者による通知なしで契約が終了する。上記に従って終了した後、双方当事者が合意する場合、更なる契約期間を含む別途の契約を締結することができる」と規定されています。また、第2項では、「如何なる当事者も、30日前に書面による通知を相手方当事者に出すことにより当該契約を解除することができる」と規定されています。

さらに、共通条項の第14条では、販売代理店の違約、経営破綻等の販売代理店に責を帰する事由によるA社の契約解除が規定されており、第15条では契約の正常の終了または正常な終了後に新しい契約の締結を拒否する場合、補償等しない旨が規定されています。

契約の自動更新、終了及び解除に関する上記の条項の規定には法律上の問題があるでしょうか。また、上記の条項に定められた契約の各期間満了時の自動更新拒絶、販売代理店の原因による契約解除、契約の正常な終了の場合、A社は販売代理店に対

して基本的に補償等の問題は発生しないでしょうか。中国では代理店保護法または代理店の利益を保護する関係の法律規定が設けられているでしょうか

A4 販売代理店契約の更新、終了及び解除に関する上記の規定には基本的に法律上の問題はありますが、中国法の関係規定に基づき、解約するときに、場合によってはA社に対する販売代理店の補償請求が認められる可能性があります。中国では、代理店保護法は定められていませんが、代理店の利益を保護する法律上の規定が設けられています。

1. 中国の「契約法」第93条では、「当事者は、合意により契約を解除することができる。当事者は、一方が契約を解除する条件を約定することができる。契約解除の条件が成就したときに、解除権を有する者は契約を解除することができる」と規定している。また、中国のメーカー業界協会、流通業者業界協会が制定した国際商業代理モデル契約には、「如何なる当事者も、書面による通知を出した3ヶ月後、本契約を終了するものとする」と規定されている。したがって、筆者らは、上記の第13条第1項における契約の自動更新、終了及び第2項における解除についての規定、及び第14条に列挙された販売代理店に責を帰す事由によるA社の契約解除には特に法律上の問題がないと考える。

2. 契約解除後の救済措置と損害賠償について、中国の「民法通則」第115条では、「契約の変更または解除は、当事者の損害賠償を請求する権利に影響を及ぼさない」と規定されており、「契約法」第97条では、「契約を解除した後に、履行されていないものは、履行を終了する。すでに履行している契約については、履行の状況と契約の性質に応じて、当事者は原状回復、その他の救済措置を要求することができ、かつ損害賠償を請求する権利を有する」と規定されている。

上記の規定により、A社としては注意しなければならないのは、正当な理由なしに継続的な契約を期間満了前(本契約の場合は5年間である)に解除したり、または正当な理由なしに期間満了時(本契約の場合は1年間である)の自動更新を拒否したりする場合、販売代理店は、人員訓練、広告キャンペーンなどの販促活動により多額の費用が発生したことを理由として救済措置を求め、補償を請求することができるということである。仲裁または裁判を提起する場合、当該補償に関する請求は、仲裁機構または裁判所によって認められる可能性がある。仮に日本法を準拠法としても、類似の解釈がされており、かつ実際の判例として、正当な理由及び予告なしに継続的な契約を解除するとき、1年間の営業利益に相当する賠償金額が認められたケースがある。

3. 本契約の正常な終了または正常な終了後に新しい契約の締結を拒否する場合、A社は契約を終了する正当な理由を有するから、補償等しない旨を規定している第15条は、特に問題

がない。

4. 筆者らが調べたところ、上記国内貿易部が制定した「若干規定」のほかには、中国には代理店保護法のような法律は存在していない。但し、販売代理店の利益を保護するいくつかの法律規定が設けられている。たとえば、「若干規定」第24条では、「委託者が代理者に支払うコミッション比率及び条件は販売代理店契約に明確に規定されなければならない。契約期間が1年以上である場合、年に1回それを協議し、適当に調節することができる。原則としてコミッションは販売金額の1%～5%とする」と規定されている。また、中国のメーカー業界協会、流通業者業界協会が制定した国際商業代理モデル契約では、契約終了後、契約履行機関に販売代理店が引き受けた販売商品のコミッションを支払わなければならないと規定されている。最低比率のコミッションの設定及び契約終了後のコミッション支払に関する条項は、代理店利益保護の視点から定められるものであると考えられる。

Q5 B社及びC社とそれぞれ締結する販売代理店契約において、A社は、準拠法を日本法とし、仲裁を紛争解決手段とし、かつ仲裁が国際商事仲裁協会の仲裁規則に従って東京で行われることを希望しています。販売代理店契約にこのような条項が盛り込まれるのは、中国法上可能でしょうか。

A5 中国法上可能です。

1. 中国「契約法」第126条では、「涉外契約の当事者は契約紛争に適用する法律を選択することができる。但し、法律に別段の定めがあるときはこの限りではない」と規定されている。中国で履行すべき中外合弁経営企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作自然資源調査開発契約には中国の法律を適用することを除き、基本的に、涉外契約の中外当事者は協議して、準拠法を選択することができる。したがって、販売代理店契約において準拠法を日本法とするのは問題がない。ただし、中国の最高人民法院が1988年に発布した司法解釈により、当事者が中国の強行的法律規範または禁止を定めた法律規範を回避する行為は、外国の法律が適用する効力を発生させないことになる。日本法を準拠法としても、販売代理業務は主に中国で履行されるので、上記の「若干規定」を遵守する必要がある。「若干規定」に定めがない場合、日本法を適用することになる。

2. 中国「契約法」第128条により、当事者は和解や調停により契約紛争を解決することができる。当事者に和解、調停に依拠する意思がなく、または和解、調停されなかったときは、仲裁合意に従って、仲裁機構に仲裁を申し立てることができる。したがって、当事者双方が合意すれば、販売代理店契約において仲裁が国際商事仲裁規則により東京で行われると規定されるのは有効である。

注

1. 曹建明「加入WTO对中国司法工作的影響及思考」『法学』2001年第6期、55～56頁参照。
2. 曾我貴志『中国法律基礎講座 Q&A(第51回～第100回分収録)』(株式会社エヌ・エヌ・エー、2000年9月)89頁参照。